



No.936 [民事]被告が無人宿泊業に「OUTBACK DRIVE IN MOTEL」標章を使用したことは原告アウトバックステーキ店の営業表示「OUTBACK STEAKHOUSE」の識別力・名声を損傷する行為に相当するので、標章の使用禁止及び被告 1 及び 2 には 5,000 万ウォン、被告 3 には 4,000 万ウォンの損害賠償を命じた事例


2017. 6. 29 宣告 事件番号 2016-1691 侵害差止請求（商）

事案の概要：被告が無人宿泊業に「」標章を使用したことは原告アウトバック

ステーキ店の営業表示「」の識別力・名声を損傷する行為に相当するので、標章の使用禁止及び被告 1 及び 2 には 5,000 万ウォン、被告 3 には 4,000 万ウォンの損害賠償を命じた事例

判決要旨：被告はラブホテルで利用されているという否定的なイメージを持たれている無人宿泊業者を運営し、本事件各営業表示を仕様していたが、特に原告の代

表的なブランドである本事件第 4 営業表示（）と非常に類似した標章を使用して本事件第 4 営業表示紙上端の山形の図形を裸体女性が横になっ

ているような扇情的な形状に変形して使用（）している点などを総合すれば、被告は著名な原告の本事件各営業表示を否定的なイメージを持つサービス業に使用することでその表示が持つ良いイメージ及び価値を損傷させたと言ふべきであり、合せて著名な本事件各営業表示が持つ出処表示機能も損傷させたと言ふべきである。